

9-5 安全衛生管理体制

安全衛生管理体制

業種→	①林業、②鉱業、③建設業、④運送業、⑤清掃業	①製造業、②電気、ガス、熱供給業、水道業、③酒類業、④各種商品卸売業、家具建具什器等卸売業、⑤各種商品小売業、家具建具什器小売業、燃料小売業、⑦旅館業、⑧ゴルフ場業、⑨自動車整備業、⑩機械修理業	その他の業種
各管理者の選任↓			
総括安全衛生管理者	100人以上	300人以上	1,000人以上
安全管理者	50人以上	50人以上	
衛生管理者	50人以上	50人以上	50人以上
産業医	50人以上	50人以上	50人以上
安全衛生推進者	10～49人	10～49人	10～49人(衛生推進者)

(注) 各管理者の選任は、表のとおり、業種と事業場の労働者数に応じて選任することが必要である。

法が要求する安全衛生管理体制

法が要求する安全衛生管理体制として、当該事業場の業種及び事業場規模に応じて（図表 10-6 参照）総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等、産業医、作業主任者を選任し、かつ、調査審議機関である安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会を設置することが基本である。

その他、特定元方事業者（一の場所において行なう事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものうち建設業等の特定事業を行うもの）においては、仕事の種類及び現場規模に応じて統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者（建設業）、安全衛生責任者等の選任が必要である。